

○国立大学法人筑波大学本部等職員の勤務時間及び休暇に関する規則

〔平成17年3月24日
法人規則第9号〕

改正 平成19年法人規則第12号
平成19年法人規則第58号
平成20年法人規則第4号
平成21年法人規則第9号
平成22年法人規則第7号
平成23年法人規則第26号
平成24年法人規則第19号
平成24年法人規則第50号
平成25年法人規則第18号
平成28年法人規則第55号
平成31年法人規則第16号
令和2年法人規則第18号

国立大学法人筑波大学本部等職員の勤務時間及び休暇に関する規則

(目的)

第1条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学本部等職員就業規則（平成17年法人規則第7号。以下「本部等職員就業規則」という。）第59条の規定に基づき、大学本部等及び東京キャンパスに勤務する職員の勤務時間、休暇等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(学長等の責務)

第2条 学長及び附属学校教育局教育長（以下「学長等」という。）は、職員の勤務時間、休憩時間、休日、休暇等に関する事務の実施に当たっては、業務の円滑な運営に配慮するとともに、職員の健康及び福祉を考慮することにより、職員の適正な勤務条件の確保に努めなければならない。

(服務監督者)

第3条 学長等は、この法人規則の定めるところにより、職員の勤務時間、休憩時間、休日、休暇等に関する事務を処理させるため、服務監督者を置くものとする。

2 前項に規定する服務監督者となるべき者の職については、法人規程で定める。

(始業及び終業の時刻)

第4条 本部等職員就業規則第48条の規定に基づき、始業及び終業の時刻を繰り上げ、又は繰り下げの場合は、服務監督者がこれを行うことができる。

2 始業及び終業の時刻の繰上げ又は繰下げは、業務の都合により必要があると認められる場合

及び次のいずれかに該当する場合に行うことができる。

- (1) 職員からの申出により、業務の効率化が図られ、かつ、業務運営に支障を生じないと認められるとき
- (2) 次に掲げる職員からの申出があった場合であって、業務運営に支障が生じないと認められるとき
 - ア 小学校の3年課程までに就学する子を養育する職員
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく学童保育施設に託児している小学生の子を迎えに行く職員
 - ウ 介護が必要な親族を介護する職員

（休憩時間）

第5条 本部等職員就業規則第49条の規定に基づき、休憩を与える時間を変更する場合は、服務監督者がこれを行うことができる。

- 2 休憩時間は、一斉に与えるものとする。ただし、業務の都合上必要があると認める場合には、労働基準法（昭和22年法律第49号）第34条の規定に基づき、その時間帯を変更することがある。

第6条 削除

（休日の振替）

第7条 本部等職員就業規則第51条の休日の振替は、特に4時間の勤務をすることを命ずる必要がある場合には、あらかじめ他の1勤務日のうち、始業から連続する4時間又は終業までの連続する4時間と振り替えることができる。

（裁量労働制）

第8条 裁量労働制により勤務する職員については、その遂行手段及び時間配分について、当該業務に従事する職員の裁量に委ねるものとし、当該職員が所定勤務日に勤務した場合には、所定勤務時間を勤務したものとみなす。

- 2 業務の遂行に必要な始業及び終業の時刻並びに休憩時間の変更は、弾力的に運用するものとし、当該業務に従事する職員の裁量によるものとする。
- 3 休日は、本部等職員就業規則第50条の定めによるものとする。

（変形労働時間制）

第9条 変形労働時間制により勤務する必要がある職員の勤務時間については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 4週単位の変形労働時間制により勤務する必要がある職員については、平成16年4月1日を起算日とし、4週間を平均して1週間の勤務時間が38時間45分とする。
- (2) 1箇月単位の変形労働時間制により勤務する必要がある職員については、毎月1日を起算日とし、1箇月を平均して1週間の勤務時間が38時間45分とする。

- (3) 1年単位の変形労働時間制により勤務する必要がある職員については、毎年4月1日を起算日とし、1年を平均して1週間の勤務時間が38時間45分とする。
- 2 各日の始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、服務監督者が定める。ただし、業務の都合その他やむを得ない事情がある場合は、これらを繰り上げ、又は繰り下げることができる。
- 3 各職員ごとの勤務等を示す表（以下「勤務割表」という。）の作成は、4週単位の変形労働時間制又は1箇月単位の変形労働時間制により勤務する必要がある職員については、原則として4週間又は1箇月ごとに行い、1年単位の変形労働時間制により勤務する必要がある職員については、原則として一定期間ごとに行うものとする。
- 4 当該職員ごとの各日の始業及び終業の時刻並びに休憩時間は勤務割表により、また、休日は本部等職員就業規則第50条の規定と同じ日数とし、勤務割表により事前に通知する。

（出張等の勤務時間）

第10条 職員が出張等の場合であって、勤務時間を算定しがたいときは、所定勤務時間を勤務したものとみなす。ただし、当該業務を遂行するためには通常所定勤務時間を超えて勤務することが必要となる場合には、労働基準法第38条の2の規定に基づき、当該業務の遂行に通常必要とされる時間勤務したものとみなす。

（年次休暇等の計画的使用）

- 第11条 学長等は、年次休暇の計画的な使用を促進するよう努めなければならない。
- 2 前項の休暇の計画的使用については、計画表を作成するものとする。
- 3 計画表の作成に当たっては、職務の円滑な運営及び職員の希望する休暇使用時季について十分配慮するとともに、作成された計画表は適宜各職員に周知するものとする。
- 4 計画表の活用による年間を通じた年次休暇の使用促進に当たっては、業務の円滑な運営に留意しつつ、職場の実情に応じた年次休暇のまとめ取り期間の設定に努めるなど、可能な限り職員が連続した年次休暇の使用ができるよう配慮するものとする。

（年次休暇）

- 第12条 年次休暇は、一之年（1月1日から12月31日までの一暦年をいう。以下同じ。）ごとにおける休暇とし、その日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。
- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日
- (2) 当該年の中途において、新たに職員となった者 その者の当該年における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数
- (3) 本部等職員就業規則第26条の2に規定する育児短時間勤務をする職員 20日に1週間の勤務日数を5で除して得た数を乗じて得た日数
- 2 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は20日を限度とし、当該年の翌年に繰り越すことができる。
- 3 一之年における年次休暇の付与日数は、最大40日（前項に規定する繰り越し分を含む。）とする。

(年次休暇の請求)

第13条 年次休暇は、職員が請求する時季に与えるものとする。ただし、職員の請求する時季に与えることが業務の正常な運営に支障を生ずると認める場合には、他の時季に与えることができる。

2 職員は、年次休暇を請求する場合には、あらかじめ休暇簿に記入して服務監督者に請求をしなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由により、あらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において請求するものとする。

(年次休暇の計画的取得時季指定)

第13条の2 前条の規定にかかわらず、年次休暇の日数のうち5日を超える部分について、年次休暇を計画的に取得すること（以下この条において「計画年休」という。）について職員の過半数を代表する者との書面による協定（以下「労使協定」という。）を締結した場合は、労使協定に基づく時季に年次休暇を与えることができる。

2 前項に定めるもののほか、計画年休に関し必要な事項は、労使協定の定めるところによる。

(年次休暇の時季指定による付与)

第13条の3 第12条第1項の規定により付与された年次休暇の日数が10日以上である職員の当該年次休暇の日数のうち5日については、付与された日から1年以内の期間において、職員ごとにその時季を指定することにより与えるものとし、その指定に当たっては、当該職員の意見を聴いた上で行うものとする。ただし、前2条の規定により年次休暇を与えた場合は、当該5日からその日数を控除した日数とする。

(年次休暇の付与単位)

第14条 年次休暇は、1日又は半日を単位とする。ただし、特に必要があると認められる場合は、1時間を単位とすることができる。

(病気休暇)

第15条 職員が、負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことが、やむを得ないと認められる場合には、必要最小限度と認める範囲内において、その勤務しない期間は、病気休暇とする。ただし、次に掲げる場合以外の場合における病気休暇（以下「特定病気休暇」という。）の期間は、次に掲げる場合における病気休暇を取得した日その他法人が定める日（以下この条において「除外日」という。）を除いて、連続して90日を超えることはできない。

- (1) 生理日における勤務が著しく困難な場合
- (2) 業務上又は通勤災害により、負傷し若しくは疾病にかかった場合
- (3) 本部等職員就業規則第87条第3項に規定する勤務時間の制限等当該職員の健康保持に必要な措置を講じられた場合

2 前項ただし書き、次項及び第4項の規定の適用については、連続する8日以上（当該期間における休日等以外の日が少ない場合として法人が定める場合）にあっては、その日数

を考慮して法人が定める期間)の特定病気休暇を取得した職員(この項の規定により特定病気休暇の期間が連続しているものとみなされた職員を含む。)が、除外日を除いて連続して取得した特定病気休暇の期間の末日の翌日から、1回の勤務に割り振られた勤務時間(1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部に本部等職員就業規則第27条に規定する育児部分休業することの承認を受けて勤務しない時間その他の法人が定める時間(以下この項において「育児部分休業等」という。))がある場合にあっては、1回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、育児部分休業等以外の勤務時間)のすべてを勤務した日の日数(以下第4項において「実勤務日数」という。)が20日に達するまでの間に、再度の特定病気休暇を取得したときは、当該再度の特定病気休暇の期間と直前の特定病気休暇の期間は連続しているものとみなす。

- 3 取得した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日後においても引き続き負傷又は疾病(当該負傷又は疾病の症状等が、当該取得した特定病気休暇の期間の初日から当該負傷をし、又は疾病にかかった日(以下この項において「特定負傷等の日」という。)の前日までの期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なるものに限る。以下この項において「特定負傷等」という。)のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第1項ただし書の規定にかかわらず、当該90日に達した日の翌日以後の日においても、当該特定負傷等に係る特定病気休暇を取得することができる。この場合において、特定負傷等の日以後における特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。
- 4 取得した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日の翌日から実勤務日数が20日に達するまでの間に、その症状等が当該取得した特定病気休暇の期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病のため療養する必要があるが生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第1項ただし書の規定にかかわらず、当該負傷又は疾病に係る特定病気休暇を取得することができる。この場合において、当該特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。
- 5 療養期間中の休日、休日が振り替えられた日その他の病気休暇の日以外の勤務しない日は、第1項ただし書及び第2項から前項までの規定の適用については、特定病気休暇を取得した日とみなす。
- 6 第1項ただし書及び第2項から前項までの規定は、外部資金職員、試用期間中の職員には適用しない。

(病気休暇の手続)

- 第16条 職員は、前条の病気休暇の承認を受けようとする場合は、あらかじめ休暇簿に記入して服務監督者に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由により、あらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。
- 2 職員は、連続する8日以上(当該期間における要勤務日の日数が3日以下である場合にあっては、当該期間における要勤務日の日数が4日以上である期間)の病気休暇を請求する場合には、療養を要する期間が明記された医師の診断書を添えて服務監督者に提出しなければ

ならない。

- 3 職員は、新たに病気休暇を請求する場合で当該請求に係る特定病気休暇の期間の初日前1月間における特定病気休暇を取得した日の日数が通算して5日以上である場合には、医師の証明書その他勤務しない事由を十分に明らかにする証明書類を添えて服務監督者に提出しなければならない。
- 4 病気休暇が長期にわたり、前項の診断書に記載された療養を要する期間を経過した場合には、更に診断書を服務監督者に提出し、病気休暇の承認を受けなければならない。
- 5 病気休暇を引き続き一月以上取得している者が、回復後、出勤しようとする場合には、服務監督者の承認を受けなければならない。この場合、治癒又は勤務可能と認定する医師の診断書を添付するものとする。

(特別休暇)

第17条 職員は、次の各号のいずれかの事由により勤務日又は勤務時間中に勤務しない場合には、それぞれ当該各号に規定するところにより、その勤務しない日又は時間は、特別休暇とする。

- (1) 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (3) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (4) 職員が不妊治療を行うため入院又は通院する場合で、勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において10日の範囲内の期間
- (5) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において5日の範囲内の期間
 - ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動
 - イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設における活動
 - ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動
- (6) 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日の5日前の日から当該結婚の日

後1月を経過する日までの期間内における連続する5日の範囲内の期間

- (7) 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間（男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親（特別養子縁組の監護期間中の子を監護している者等を含む。）が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日に2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
- (8) 職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの間に2日の範囲内の期間
- (9) 職員の妻が出産する場合であって、その出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため、勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間
- (10) 小学校の3年課程までに就学する子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、当該子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要な予防接種若しくは健康診断を受けさせるための世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（その養育する小学校の3年課程までに就学する子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
- (11) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態（以下この条において「要介護状態」という。）にある配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹若しくは孫又は職員と同居している父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者若しくは配偶者の子（以下この条において「対象家族」という。）の介護を行う職員が、その対象家族の介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（要介護状態にある対象家族が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
- (12) 職員の親族（別表第2の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
- (13) 職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後15年内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1日の範囲内の期間
- (14) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の7月から9月までの期間内における、休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間

- (15) 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 7日の範囲内の期間
- (16) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間
- (17) 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (18) 一斉休業が実施される場合 一斉休業として指定する期間
- (19) その他特に必要と認められる場合 必要と認められる期間

(特別休暇の手続)

- 第18条 職員が、前条の特別休暇の承認を受けようとする場合は、あらかじめ休暇簿に記入して服務監督者に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。
- 2 前項の場合において、証明書等の提出を求められたときは、これを提出しなければならない。

(病気休暇及び特別休暇の付与単位)

- 第19条 病気休暇及び特別休暇は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取り扱うものとする。
- 2 病気休暇及び特別休暇の時間を日に換算する場合は、7時間45分をもって1日とする。

(代替休暇)

- 第19条の2 職員は、本部等職員就業規則第53条第1項の規定により所定の勤務時間以外の時間又は休日に勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間を超えてした勤務及び休日にした勤務が1か月について60時間を超えたときは、労使協定に基づき代替休暇を取得することができる。
- 2 前項に定めるもののほか、代替休暇に関し必要な事項は、労使協定の定めるところによる。

(その他)

- 第20条 この法人規則に規定するもののほか、勤務時間、休暇等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この法人規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この法人規則施行の日において、現に年次休暇を請求し、並びに病気休暇及び特別休暇の承認を得ている者に係る当該休暇については、この法人規則により請求し、又は承認を得ているものとみなす。

附 則（平19.3.22 法人規則12号）

- 1 この法人規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 交代制により勤務する職員については、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学本部等職員の勤務時間及び休暇に関する規則第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平19.12.20 法人規則58号）

この法人規則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平20.3.13 法人規則4号）

この法人規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平21.2.26 法人規則9号）

この法人規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第17条の改正規定は、同年5月21日から施行する。

附 則（平22.3.25 法人規則7号）

この法人規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平23.3.24 法人規則26号）

この法人規則は、平成23年4月1日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学本部等職員の勤務時間及び休暇に関する規則第15条の規定は同日以降に取得した病気休暇について適用する。

附 則（平24.3.29 法人規則19号）

この法人規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平24.6.28 法人規則50号）

この法人規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平25.3.28 法人規則18号）

この法人規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平28.12.22 法人規則55号）

この法人規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平31.3.28 法人規則16号）

- 1 この法人規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学本部等職員の勤務時間及び休暇に関する規則第13条の3の規定は、施行日以後に付与された年次休暇について適用する。

附 則（令 2. 3. 26 法人規則 18 号）
この法人規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第12条関係）

在職期間	日数
1月に達するまでの期間	2日
1月を超え2月に達するまでの期間	3日
2月を超え3月に達するまでの期間	5日
3月を超え4月に達するまでの期間	7日
4月を超え5月に達するまでの期間	8日
5月を超え6月に達するまでの期間	10日
6月を超え7月に達するまでの期間	12日
7月を超え8月に達するまでの期間	13日
8月を超え9月に達するまでの期間	15日
9月を超え10月に達するまでの期間	17日
10月を超え11月に達するまでの期間	18日
11月を超え1年未満の期間	20日

別表第2（第17条関係）

親族	日数
配偶者	7日
父母	
子	5日
祖父母	3日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日